

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年4月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年4月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人妙高こうげんむら
- 3 代表者の氏名  
久保田 常生
- 4 主たる事務所の所在地  
妙高市大字杉野沢 911 番地 19
- 5 定款に記載された目的

この法人は妙高山麓の豊かな自然環境にめぐまれた地域において、植樹や山野草・野鳥の保護等自然の保護育成、豊かな自然環境のもとでの人生を豊かにするためのセミナー・講演会等の文化・親睦活動、会報の発行等を行い、自然と人間の一体となった理想郷を作ることを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) まちづくりの推進を図る活動
  - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (5) 環境の保全を図る活動
  - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は妙高山麓の豊かな自然環境にめぐまれた地域において、植樹や山野草・野鳥の保護等自然の保護育成、豊かな自然環境のもとでの人生を豊かにするためのセミナー・講演会・<u>展示会等の文化・親睦活動、会報の発行等を行い、自然と人間の一体となった理想郷を作ることを目的とする。</u></p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 理事の中から理事長1名を定めるものとし、<u>副理事長1名、常任理事若干名をおくことができるものとする。</u></p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 <u>役員（理事及び監事）は総会の議決により選任する。</u></p> <p><u>2 理事会は正会員の投票結果をふまえて役員（理事及び監事）候補を選出する。</u></p> <p><u>3 選挙の方法に関する事項はこの法人制定の施行細則に定める。</u></p> <p><u>4 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により選任する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は妙高山麓の豊かな自然環境にめぐまれた地域において、植樹や山野草・野鳥の保護等自然の保護育成、豊かな自然環境のもとでの人生を豊かにするためのセミナー・講演会等の文化・親睦活動、会報の発行等を行い、自然と人間の一体となった理想郷を作ることを目的とする。</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 理事の中から理事長1名を定めるものとし、<u>常任理事若干名をおくことができるものとする。</u></p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 <u>理事及び監事は、正会員の中から郵便投票において選任する。</u></p> <p><u>2 選挙の方法に関する事項は理事会の議決を経て、別に定める。</u></p> <p><u>3 理事長及び常任理事は、理事の互選により選任する。</u></p>

<p><u>5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</u></p> <p><u>6 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。</u> (職務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。</u></p> <p><u>3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。</u></p> <p><u>4 常任理事は、総会もしくは理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。</u></p> <p><u>5 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。</u></p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面または電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも2週間前までに通知しなければならない。 (会議に付議すべき事項)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) <u>事業計画及び活動予算並びにその変更</u></p> <p>(2) <u>事業報告及び活動決算</u></p> <p>(3) <u>役員(理事・監事)の選任、解任</u></p> <p>(4) <u>定款及び施行細則の制定と変更</u></p> <p>(5) <u>年会費及び山荘新築時の納入金の額</u></p> <p>(6) <u>この法人の解散又は合併</u></p> <p>(7) <u>理事会より付議された事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 理事長、副理事長、常任理事の互選による選任</u> (議決及び表決権等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 正会員又は理事の表決権は平等なものとし、正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の出席者に書面または電磁的方法をもって委任することができる。</p> <p>3～4 (略) (議事録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>正会員総数又は理事総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)</u></p> <p>(3) <u>出席した役員氏名</u></p> <p>(4) <u>審議事項</u></p> <p>(5) <u>議事の経過の概要及び議決の結果</u></p> <p>(6) <u>議事録署名人の選任に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。</u></p> <p><u>5 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。</u> (職務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。</u></p> <p><u>3 常任理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。</u></p> <p><u>4 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。</u></p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも2週間前までに通知しなければならない。 (会議に付議すべき事項)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) <u>事業計画及び収支予算</u></p> <p>(2) <u>事業報告及び収支決算</u></p> <p>(3) <u>役員(理事・監事)の選任、解任</u></p> <p>(4) <u>定款及び施行細則の変更</u></p> <p>(5) <u>この法人の解散又は合併</u></p> <p>(6) <u>前各号のほか、理事会より付議された事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(議決及び表決権等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 正会員又は理事の表決権は平等なものとし、正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。</p> <p>3～4 (略) (議事録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)</u></p> <p>(3) <u>審議事項</u></p> <p>(4) <u>議事の経過の概要及び議決の結果</u></p> <p>(5) <u>議事録署名人の選任に関する事項</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

<p>(委員会等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は<u>施行細則</u>で定める。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第35条 この法人の事業計画及び<u>活動予算</u>は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>第37条 この法人の事業報告書、<u>活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、機会の議決を経なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(施行細則)</p> <p>第42条 この定款の施行について必要な事項は、<u>総会</u>の議決を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>(委員会等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、<u>理事会の議決を経て、細則</u>で定める。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第35条 この法人の事業計画及び<u>収支予算</u>は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>第37条 この法人の事業報告書及び<u>収支決算書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>(施行細則)</p> <p>第42条 この定款の施行について必要な事項は、<u>理事会</u>の議決を経て、理事長が別に定める。</p>
--	--